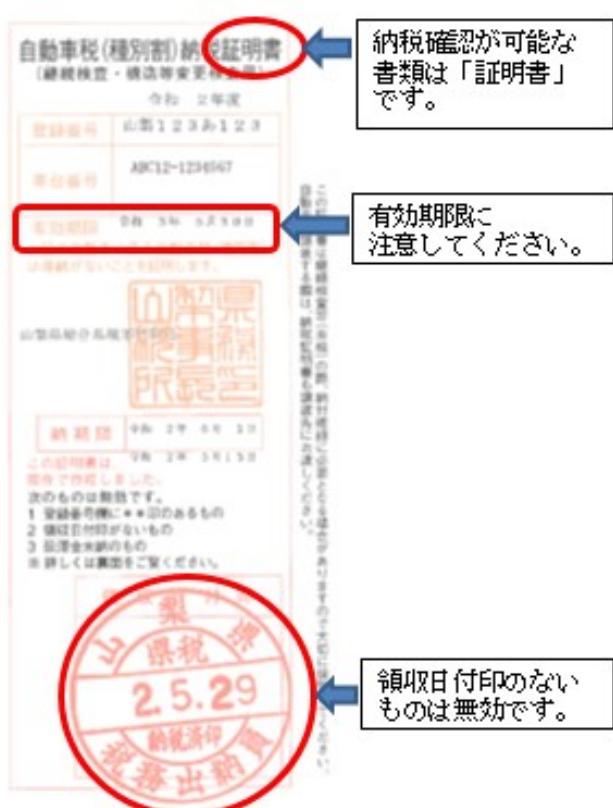




自動車納税証明書の 有効期限にご注意ください

自動車納税証明書(県税等)の切り替わりの時期です。
 納税後システムに**情報が反映されるまでに日数がかかる場合があります**ので有効期限内の納税証明書をご準備下さい。
 尚、クレジットカードや銀行振替納付の場合において、紙の納税証明書が発行されない場合がある様です。
 お急ぎの場合は各県税事務所、自動車税センターにご確認願います。



例:山梨県
自動車納税証明書

道路運送車両法 第九十七条の二

自動車の使用者が第六十二条第二項(第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定により自動車検査証の返付を受けようとする場合(検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の使用者にあっては、第六十二条第二項の規定により自動車検査証の返付を受けようとする場合に限る。)には、当該自動車の使用者は、当該自動車の所有者が当該自動車について現に自動車税種別割(自動車税の種別割(地方税法第百四十五条第二号に掲げる種別割をいう。)をいう。次項において同じ。)又は軽自動車税種別割の滞納(天災その他やむを得ない事由によるものを除く。)がないことを証するに足る書面を提示しなければならない。



自動車賠償責任保険の 窓口提示について

今般、関東運輸局管内において、新規登録時における自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の確認が不十分のため、自動車検査証の有効期間に満たない自賠責保険証明書の提示されたにもかかわらず、自動車検査証を交付する事案がございました。つきましては、継続検査時においても自動車技術総合機構と連携を図り確実な自賠責保険証明書の確認をおこないます。

今後、継続検査終了後に検査窓口に申請書類を提出される際は、自賠責保険証明書を提示して頂きますようお願いいたします。なお、令和2年6月からは、自賠責保険証明書の提示がない場合は、自動車検査証を返付できませんので、ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

自動車損害賠償保障法(概要)

(責任保険又は責任共済の契約の締結強制)

第五条 自動車は、これについてこの法律で定める自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。

(自動車損害賠償責任保険証明書の提示)

第九条 継続検査を受けようとする者は、当該行政庁に対して、自動車損害賠償責任保険証明書を提示しなければならない。

行政庁への自賠責保険証明書の提示を省略できる
e-JIBAI[※]を活用した継続検査OSS申請の利用も
ご検討をお願いいたします。
詳しくは→

※損保会社が共同で開発したシステムで、自賠責保険
の契約内容を電子的に提供することができます。



山梨運輸支局



自動車賠償責任保険の 窓口提示について

継続検査申請書については、平素より記入のご協力をいたしておりますが、持込検査の場合には②〇証明書指示の欄には記入をせずに提出ください。

e-JIBAIシステムを利用した自賠責保険証明書（登録情報処理機関報告契約）については窓口での自賠責保険証明書の提示を省略できますが、データ反映の遅延により電子確認ができない場合がありますので念のため自賠責保険証明書の本紙もご準備ください。

継続検査申請書 専用3号様式

出張	<input type="checkbox"/> ①処理	<input type="checkbox"/> ⑥例外	<input type="checkbox"/> ⑦制限解除	<input type="checkbox"/> ⑧NOx・PM	<input type="checkbox"/> ⑨証明書指示
	1回定期 1回定期検査 1回定期検査と定期検査併用	1回例外 1回定期 3回定期	1回定期 4回定期検査 3回定期		1回定期 2回定期検査 3回定期検査 4回定期検査 5回定期
⑩車台番号 (自動車技術証明書の車台番号のうち下7桁の数字を記入) □ 文字記入用紙下複数マ・ブレード下さい	AB3-1234567			⑪整備工場コード	□□□-□□□□□
⑫走行距離表示欄	000 km			2 mile	長 殿 長 運輸監理部 支局 日

**②〇証明書指示
空欄にして下さい。**

行政庁への自賠責保険証明書の提示を省略できる
e-JIBAI[※]を活用した継続検査OSS申請の利用も
ご検討お願いいたします。
詳しくは→
※損保会社が共同で開発したシステムで、自賠責保険
の契約内容を電子的に提供することができます。



山梨運輸支局

整備管理者選任前研修の実施について

標記について、関東運輸局山梨運輸支局長から通知がありましたので、お知らせします。

1. 整備管理者とは

一定台数以上のバス、大型トラック又は事業用自動車を使用する自動車の使用者は、その使用的本拠ごとに、一定の要件を備える「整備管理者」を選任して必要な権限を付与し、自動車の点検・整備及び自動車車庫の管理に関する事項を処理させなければなりません。

2. 整備管理者の選任が必要な自動車使用者

整備管理者の選任が必要な使用の本拠は、次表のとおりです。

事業の種類	自動車の種類	選任が必要となる台数 (使用の本拠ごと)
事業用 (貨物軽自動車運送事業用自動車を除く。)	<input type="radio"/> バス (乗車定員11人以上の自動車) <input type="radio"/> トラック、タクシー (乗車定員10人以下の自動車)	1台以上 5台以上
自家用	<input type="radio"/> バス (乗車定員11人以上の自動車) <input type="radio"/> 大型トラック等 (車両総重量8トン以上)	乗車定員30人以上の自動車の場合は1台以上 乗車定員11人以上29人以下の自動車の場合は2台以上 5台以上
レンタカー	<input type="radio"/> バス (乗車定員11人以上の自動車) <input type="radio"/> 大型トラック等 (車両総重量8トン以上) <input type="radio"/> その他の自動車	1台以上 5台以上 10台以上
貨物軽自動車運送事業用自動車	<input type="radio"/> 軽自動車又は小型二輪自動車	10台以上

3. 実施日

(第1回) 令和2年 6月10日(水)

(第2回) 令和2年 6月16日(火)

(第3回) 令和2年 6月24日(水)

(第4回) 令和2年 6月25日(木)

(第5回) 令和2年 7月2日(木)

(第6回) 令和2年 7月15日(水)

(第7回) 令和2年 7月29日(水)

以降の開催予定は6月末に公示します。

※ 新型コロナウイルスの影響により開催が中止になる可能性があります。

4. 時間（各実施日共通）

受付時間 13:00～13:30 研修時間 13:30～15:40

5. 会場

山梨運輸支局 2階会議室（定員 13名）（山梨県笛吹市石和町唐柏1000-9）

6. 受講対象者

整備管理者として選任を予定されている方。

しばらくの間、山梨県在住または在勤の方に限る。

また、過去2週間以内に発熱や風邪症状や服薬等がないこと。

研修当日は体温測定を行い測定結果及び健康状態を申し出ること。

※次の条件の方は受講する必要がありません。

・過去に整備管理者選任前研修を受講し修了証を受領した方。

・自動車整備士の資格をお持ちの方。

7. 申込方法

研修実施日の1週間前まで（必着）に「整備管理者選任前研修受講申込書」（山梨運輸支局HP）を作成の上、下記の申込先へFAXして下さい。

（※当日の申し込みは受理できません。）

なお、定員を超えた場合は、受講日変更の通知を致します。

8. 申込先 山梨運輸支局 保安担当 FAX 055-263-1418

（TEL 055-261-0882）

9. 受講料 無料

10. 携行品 ①運転免許証等本人確認ができるもの

②筆記用具

11. その他 ①研修中はマスク着用をお願いします。

②窓を開放して研修を開催するため熱中症対策をお願いします。

③指示に従わない場合は受講をお断りさせて頂く場合があります。

※ 山梨運輸支局ホームページ（整備管理者関係）

http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/s_yamanasi/seibi_about.html

自動車検査証の有効期間伸長について(対象期間の延長) ～新型コロナウイルス感染症対策～

国土交通省より標記について、下記のとおりプレスリリースされましたのでお知らせします。

国土交通省



Press Release

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時発表 北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、内閣府沖縄総合事務局

令和2年5月7日

自動車局整備課

自動車検査証の有効期間を伸長します(対象期間の延長)

～新型コロナウイルス感染症対策～

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、自動車検査証の有効期間が令和2年6月1日から6月30日までの自動車について、全国一律に令和2年7月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、対象地域である全国47都道府県において、爆発的な感染拡大の発生を防止するため、外出による感染拡大のリスクを排除する必要があることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を伸長することとし、令和2年5月8日付けで公示することとしましたのでお知らせします。

○対象車両

自動車検査証の有効期間が満了する日が、6月1日から6月30日までの自動車全て

※令和2年4月7日付け及び令和2年4月16日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年4月8日又は17日から同年5月31日までのもの(令和2年2月28日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日を、令和2年4月30日としたものを含む)を、令和2年6月1日を満了する日としたものを含む。(別紙 参照1参照)

(有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。)

有効期間の満了する日	平成32年6月30日
------------	------------



○措置内容

自動車検査証の有効期間を7月1日まで伸長

○継続検査の手続き

対象車両については、7月1日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険(共済)の手続き(締結手続の特例措置)

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが7月1日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険(共済)代理店等にご相談ください。

○伸長の詳細につきましては、国土交通省の関連ホームページをご確認ください。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/kensa/index.htm>

自動車検査証の伸長に係る有効期間について

令和2年5月7日

車検査証の有効期間が「令和2年2月28日～3月31日」
7都府県の自動車で車検査証の有効期間「令和2年4月 8日～5月31日」
40道府県の自動車で車検査証の有効期間「令和2年4月17日～5月31日」

車検査証の有効期間が
「令和2年6月1日～6月30日」

車検受検日が5月31日以前

車検受検日が6月1日～7月1日

車検受検日が6月1日以降

車検の伸長を希望

いいえ

車検の伸長を希望

いいえ

車検伸長：
有効期間の新満了日は
令和3(4)年6月1日

車検伸長：
有効期間の新満了日は
令和3(4)年7月1日

※前の自賠責保険の終期から伸長した期間の自賠責保険の加入契約が必要です。

通常の車検手続き

※検査の日まで自動車を使用されている場合は、前の自賠責保険の終期からの自賠責保険の加入契約が必要です。